



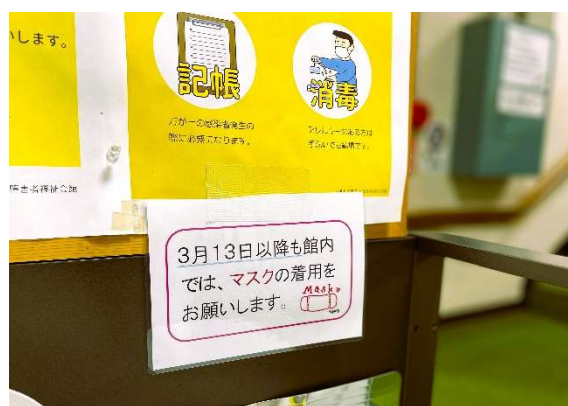
洛南エリアTOPICS 【洛南身体障害者福祉会館】

前を見て 先（理想）を見て… ←「でも足元（現実）もちゃんと見てね」

新型コロナウイルスの話題はもうウンザリ、と思っても福祉業界ではまだまだ終わったことのできない現状です。職員はもちろん、会館をご利用いただいている皆様にもマスクの着用をお願いする日々が続いています。

とはいえ、この春から会館の動きは少しずつ変化がありました。

長らく続いた会館出入口での検温は終了となりました。時には人数が集中して、並んで検温していただくことがありました。素通りして2階に上がられる方を職員が追いかけて検温することもありました。事務所のイスに座っては検温に立ち、また座っては検温に立ち…。寒い日には検温器が役に立たず、34℃とか32℃とか、ご利用者も驚いたり笑ったり。いろいろ大変でしたが、感染予防や衛生面への取り組みや意識の高まりを今後活かしたいと考えます。



そんな中、休止になっていた囲碁の貸し出しも再開し、コーラスや調理で貸室をお使いいただけるようにもなりました。

春の外出レクリエーションと夏のふれあいまつりは今年も中止となりましたが、どちらも秋の開催に形を代えて、準備が進められそうです。

今後はコロナ禍で特に要望の強かった歌謡教室、麻雀教室、料理教室なども再開の検討をしたいと考えており、一歩ずつ前に踏み出せているように感じられます。

会館は今年度、様々な要因から新規の利用登録者数および既存の利用者数が減少していることなどを課題として、【安心・安全の環境整備】、【地域共生社会の推進】を重点目標に位置付けました。

健康を損なうことに大きなリスクを抱える方や体調を崩しやすくなられている方に安心していただける環境を整備しながら、多くの方に役立ち、楽しんでいただける取り組みを進めることで、会館をご利用いただく方の数が増えていくことを目指したいと思えます。

（洛南身体障害者福祉会館：三宅 智章）

伏見エリアTOPICS 【ふしみ学園】

「オープンアトリエ」開催しました！

今年3月17日から1週間「オープンアトリエ」を開催しました。学園から歩いて3分の地域交流スペースひだまりで作品展示と毎日メンバー数人ずつで公開制作を行いました。

初めて油絵で大きなキャンパスで作画されたり、段ボールでロボットの人形を創作されましたが、普段と場所が変わったことで少し開放的な気分で制作されているようでした。



丹波橋通り沿いの扉を開放して通りがかりの方々に制作の様子を見て頂きました。初日は行き交う通行人がちらっと見られる程度でしたが、数日経つと中まで入ってこられる方も現れました。見学者と作品について話が盛り上がりたり自己紹介されたりと少しですが交流もできました。これは一回だけではもったいないと、気候の良い時期にも開催していく予定です。



アートでもっと地域社会とつながるには？

やっほう!!が一番目標にしていることは地域に根差した活動をする事です。

実際に今どうかと考えるとまだまだ理想からはほど遠いです。どうすればもっと地域の方々とつながることができるか？

個人的にずっと以前から気になっているイタリア北部トリノにあるNPO 法人ラボラトリオ・ザンザーラ（以下ザンザーラ）をご紹介します。



『彼らのアトリエは街の中心街にあり、街の人たちに見守られながら、自由にアトリエと街を行き来し、紙の張子やシルクスクリーンのオリジナル商品を制作しています。』

また企業や自治体のグラフィック デザインも多数手がけ、質の高いデザインとプロダクトの制作を通して 社会と関わり、クリエイティブの可能性を創造しながら、社会の在るべき姿を提示しています』(以上 HP から抜粋)

以前ザンザーラのアジア圏パートナーをされている奥村さん（クリエイティブディレクター）が見学に来られた時に、お話を伺いました。彼らのアトリエには毎日通りすがりの方々が見学や遊びに来られて、一緒に創作、歓談をして過ごされているそうです。アトリエ内には作品展示と手作り雑貨が無造作に置いてあり、見学者が気に入ったらすぐ購入もできるそうです。このザンザーラの活動からヒントをもらえそうです。

では最近のやっほうの地域との活動をご紹介します。

「小学生とのTシャツ作りワークショップ」はコロナ前に数回開催して一緒に創作、ラジオ体操したりして大好評でした。

「高校、大学生との連携企画」として佛大の生徒が実習に来られたことをきっかけに、今年3月臼井先生ゼミによる「ふれあい動物音楽会」を開催しました。嶋津さんの新作「ロマンチストのぶた」を展示して同タイトル曲や動物関連の曲を合唱して楽しみました。



どちらも継続的に開催したい企画です。

現在進行中の企画では学園からすぐの場所にある京セラ本社ビルでの来年2月開催予定の「やっほう!! ギャラリー」や、近くの酒造メーカーとの連携企画などもあります。

やっほう!! は始めて15年目です。あと10年20年と続けるうちにイタリアのザンザーラのように、町の中で皆さんに見守られながら一緒に活動できることを目指していきたいです。

いま開催中、これから開催予定の展覧会のご紹介です、詳細はSNSでご確認ください！

○「なんぞやひととはととうこととみじかいいろぺんしる 木村舜 吉田裕志 展」



【会期】2023年4月11日(火)～6月25日(日)月曜定休
【時間】10:00～18:00
【会場】art space co-jin
【参加者】吉田裕志さん

○「モノクローム^{えが}描くこと」

【会期】2023年7月22日(土)～9月24日(日)月曜定休
【会場】東京都渋谷公園通りギャラリー
【参加者】堀口好輝さん



「ビッグペン」堀口好輝

○「ハンケイ100km やっほう!! 展」仮名



吉田作品が表紙「ハンケイ5m」フリーペーパー

【期間】2023年8月2日(水)～8月30日(水)
【会場】ハンケイ5mショップ(京都市)
(からすま京都ホテル内1F)
【内容】吉田裕志作品展示と雑貨販売

(ふしみ学園 : 中島 慎也)

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後のお出かけ

5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことを受け、『ほっと』の外出支援についても制限を撤廃致しました。



今までスポーツジム・プール・銭湯等の密になる空間や呼気が多く発生するカラオケ等を避けて頂いておりました。

それに伴い、行きたい場所や慣れた過ごし方が出来ませんでした。新しい過ごし方を発見された利用者さんもおられ、ご家族、ご本人共に思わぬ喜びを感じておられる方もおられました。

大多数の方は、コロナ禍に因る行動制限から解放され、皆さんご希望のお出かけ先での余暇を楽しんでおられます。

映画鑑賞・スポーツジム・プール・外食等を、コロナ禍では控えられていた方が、約3年ぶりの日常を取り戻されています。

コロナ禍を今後の糧とし、感染症防止への配慮を行いながら、安心・安全な余暇支援を継続して参ります。

(生活サポートセンター『ほっと』： 藤井 一範)

制度紹介

『保育所等訪問支援』

「障害者総合支援法」に基づくサービスを当法人の事業所は担っていますが、「児童福祉法」のサービスの一部も事業展開しています。今回聞きなれない事業だと思いますが、「保育所等訪問支援」という事業について紹介をさせていただきます。

保育所等訪問支援とは

保育所等訪問支援は「児童福祉法」に基づくサービスです。保育所等訪問支援は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第5項に位置付けられた第2種社会福祉事業で、平成24年の児童福祉法改正で創設された新しいサービスで、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障害児通所支援」の一類型です。

児童福祉法 第6条の2の2第5項

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

理念・目的

保育所等訪問支援は、一般子ども子育て施策や教育の現場に入り込んで行うアウトリーチ型の発達支援事業であり、訪問先施設からではなく保護者からの依頼に基づく事業です。これは、障害児保育の巡回指導や教育分野における専門家派遣などとは大きく異なる点であり、保護者の権利保障として提供される事業であると理解しておくことが重要なポイントになります。

保育所等訪問支援の最大の目的は、保育所等訪問支援を通して、保護者と訪問先の距離が縮まり、子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待できます。

以上が制度の説明で厚労省（保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書）から内容を抜粋しました。

この制度から考えられる当法人への影響

- 放課後等デイサービス利用をされている保護者より、保育所等訪問事業を依頼される可能性
…当法人には2事業所の放デイがありますので、小学校等への訪問支援を依頼されるかもしれません
- 当法人を利用されるご利用者がこの事業の利用を経ている可能性
…事業の実施をしていなくても、制度内容を知っておく必要はあると思います
- 計画相談支援が必須
…支給決定には計画相談支援が必須であり、セルフプランは原則認められませんと京都市が昨年夏に決定したことから、保育所等訪問事業を利用したいという相談が保護者より支援センターに入るようになりました（支援センターは計画相談を主として受けていないため、受けてもらえそうな障害児計画相談支援事業所を紹介することになるのですが、受け手となる事業所がわずかですので、対応に困っています）。



(写真提供：法人監事 市村様(2014年)「勸修寺」)

児童福祉法に基づくサービスとしては、今回紹介させていただいた「保育所等訪問支援」と、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等があります。今後のニュースでこれらの制度を紹介させていただきたいと思っています。

保育所等訪問支援に関わったことで分かったことは、地域にある保育園、幼稚園、小学校が保育所等訪問事業を受け入れているということです。

(上記手引書より)

地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるためには、子どもの頃から共に育ち合う経験が何よりも大切である。障害のある子どもも原則、一般施策の中で育つことが当たり前であること。インクルージョンを進めるには障害のある子どもやその家族、受け入れる一般施策のスタッフや障害のない子どもたちが安心できるよう特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど専門的支援が必要であること。その中において保育所等訪問支援は、インクルージョンを推進する「1丁目1番地」の重要な事業であり、全国的に普及させていく必要がある。

当法人は地域で過ごされている障害のある方の支援を行っています。

今回紹介させていただいた事業は、一般のお子さんと一緒に過ごすお子さん(手帳や診断がある)への一般施策への訪問事業です。インクルージョンの推進というのは簡単ですが、支援の現状を見聞きさせていただいたところでは課題を多く感じました。ますます支援者の専門性を問われるのだなあとと思うところ、我々の地域での役目は何なのかを考えさせられます。

(東部障害者地域生活支援センター「らくとう」：山下 笑子)